

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 22 年 1 月 20 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ミドリ東近江店 東近江市五個荘北町屋町 285 番 6 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社エディオン W E S T 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番 18 号 代表取締役 久保 允誉
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 荷捌き施設の位置
店舗西側（市道北町屋金堂線側西角）
 - イ 廃棄物等の保管施設の位置
店舗西側（市道北町屋金堂線側西角）
 - (2) 変更後
 - ア 荷捌き施設の位置
店舗東側（国道 8 号側東角）
 - イ 廃棄物等の保管施設の位置
店舗東側（国道 8 号側東角）
- 4 変更年月日 平成 22 年 4 月 1 日
- 5 変更の理由
店舗内レイアウトの見直しに伴う変更のため
- 6 届出年月日 平成 21 年 12 月 21 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町 7 - 23
東近江市産業振興部商工観光課 東近江市八日市緑町 10 - 5
 - (2) 縦覧期間 平成 22 年 1 月 20 日から平成 22 年 5 月 20 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 22 年 5 月 20 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課
〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1